

一般社団法人 ヘモフィリア友の会全国ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ヘモフィリア友の会全国ネットワークと称する。英文では、National Hemophilia Network of Japan と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、血友病及び類縁疾患の患者及びその関係者に対して、各地域における血友病患者会(以下、地区会)を横断する緩やかな連絡体として、血友病患者及びその関係者相互の連携強化を図る事業を行い、血友病患者をとりまく諸問題に関して、よりよい方向性を形作ることに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 血友病患者相互及び医療・福祉・教育等関係者との連絡連携に係る事業
- (2) 血友病に関連する医療情報等の収集及び提供事業
- (3) 血友病に関する一般への啓発に係る事業
- (4) 各種講演会、シンポジウム等の開催並びに機関誌、書籍等の発行
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した地区会
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 当法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散または消滅したとき
- (4) 継続して会費を2年以上滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によってこれを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 年会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 事業計画及び活動予算
- (6) 事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 解散
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項

(10) 前各号に定めるものの他、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 16 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日の 2 週間前までに、正会員に通知しなければならない。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第 20 条 社員総会に出席できない正会員は、代理人によって、議決権を行使できる。

2 前項の当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を、社員総会ごとに当法人に提出しなければならない。

(書面による議決権行使)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使できる。

2 前項の規定により議決権を行使した正会員は、第 19 条の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第 22 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員等

(役員の種類及び定数)

第 24 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 1 人以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事を持って理事長とする。また、2 名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 26 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を執行する。
- 3 理事長、副理事長は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 24 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有す

る。

(解任)

第 29 条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第 31 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 当法人は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第 32 条 当法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は理事会で選任し、社員総会に報告する。
- 3 顧問は、当法人の活動に対して適切な助言や助力を行う。

第 5 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規定の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 各前号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長の選定及び解職

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は第 35 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、相当の期間内に理事会を

招集しなければならない。

- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファックス、電子メールをもって、少なくとも会日の7日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要し、理事長が必要を認めて招集する場合は、招集通知発信の期間について、この限りではない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

(決議)

- 第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、過半数の理事が出席し、その過半数をもって行う。
 - 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

(決議及び報告の省略)

- 第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第26条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印をしなければならない。

第6章 会計

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第 1 号から第 3 号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- (3) 財産目録
- (4) 役員名簿
- (5) 役員の報酬の額又はその基準を記載した書類
- (6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 44 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(特別の利益の禁止)

第 45 条 当法人は、当法人の会員、役員、使用人又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

- 2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第 7 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 46 条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第 47 条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 48 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第8章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

- 1 この定款は一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。
- 2 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成24年12月31日までとする。
- 3 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員（住所省略）

森戸 克則

設立時社員（住所省略）

松本 剛史

設立時社員（住所省略）

佐野 竜介

- 4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人へモフィリア友の会全国ネットワーク設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年11月21日

設立時社員 森戸 克則 印

設立時社員 松本 剛史 印

設立時社員 佐野 竜介 印

附則

- 1 この定款は平成 29 年 2 月 25 日から施行する。(理事定数変更)